

循推第510号  
令和2年5月20日

一般社団法人大分県産業資源循環協会  
会長 加藤 晴夫 殿 殿

大分県生活環境部循環社会推進課長



### 新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

上記のことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から、別添のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（令和2年環境省令第16号）が令和2年5月15日に公布され、同日付けて施行された旨の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴協会員への周知にご協力くださるようお願いします。

#### 記

##### 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則改正の概要

###### (1) 各種変更の届出の提出期限に関する特例

緊急事態宣言期間内に、変更届の提出期限が到来する場合は、変更があった日から30日以内に届出を行えばよい。

###### (2) 定期検査に関する特例

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の定期検査の期限は、直近に行われた検査の日から5年3月以内にすることとされているが、緊急事態宣言期間中及び当該緊急事態宣言期間が終了してから4月を経過するまでの間にこの期限を迎える場合には、その4月を経過する日までの間に定期検査を受ければよい。

なお、原則として処理施設が所在する都道府県の区域が緊急事態宣言の対象となっている期間に限る。

###### (3) 年次報告等に関する特例

毎年度6月30日までに行うこととされている次の報告については、令和2年度中の提出については、10月31日までに行うこと。

ア 廃棄物の再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る認定についての状況の報告

イ 多量排出事業者の産業廃棄物の処理に係る計画の提出及び当該計画の実施の状況の報告

ウ 管理票交付者の管理票に関する報告書の提出

(4) 産業廃棄物の保管の届出に関する特例

緊急事態宣言期間に行う保管であって、新型インフルエンザ等による処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を事業場の外において自ら保管しようとする場合は、事後（14日以内）の届出でよい。

(5) 産業廃棄物管理票の返送等に関する特例

産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、処理を終了し、又は管理票の写しの送付を受けた日から 10 日以内に管理票交付者に写しを送付することとされている。

送付の期限が緊急事態宣言期間中に到来するか、あるいは緊急事態宣言期間内に処理を終了し、又は管理票の写しの送付を受けた場合には、30日以内に送付すること。

(6) 管理票が返送されなかつた場合等に排出事業者等に義務が生じるまでの期間に関する特例

管理票交付者は、管理票の交付の日から 90 日（最終処分に係るものは 180 日）以内に管理票の写しの送付を受けないときは、生活環境の保全上の支障の除去等のために必要な措置を講ずる必要があることとされている。

管理票の写しの送付等の期限が緊急事態宣言期間中に到来するか、又は緊急事態宣言期間内に管理票を交付した場合は、通常 90 日となっている期限は 120 日に、通常 180 日となっている期限は 240 日に変更された。

ただし、特別管理産業廃棄物の中間処分については、期限は通常どおり 60 日である。

## 2 連絡事項

(1) 1(3)の年次報告等の期限の延長以外の特例規定については新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言がなされた日（令和2年4月7日）に遡って適用されます。

また、1(2)以外の事項については、緊急事態宣言がなされている間は、対象となる区域が全国の一部である場合であっても、全国において適用されます。

管理票交付者の管理票に関する報告書の提出、多量排出事業者の産業廃棄物の処理に係る計画の提出及び当該計画の実施の状況の報告については、別途通知します。

(2) 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づく産業廃棄物保管届については、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則第二十一条第三号の規定があり、現状の取扱いに変更はありません。

(担当)

資源化推進班 安藤

計画・調整班 北村、酒盛

内線：3125、3128

FAX : 097-506-1748

E-mail:a13410@pref.oita.lg.jp